

「鈴鹿フラワーパークフェスタ 2026」出店要項

1 イベント名称

「鈴鹿フラワーパークフェスタ 2026」

2 会場

鈴鹿フラワーパーク(鈴鹿市加佐登町 1690 番地の1)

3 開催日時

令和8年11月15日(日)10:00～14:00

(9:00～ 加佐登地区農芸祭)

※終了時間は予定より早くなる場合(13:30頃)があります。

雨天決行(荒天の場合中止、延期なし)

4 主催

加佐登地区まちづくり協議会 鈴鹿市

(申込先:鈴鹿市 市街地整備課)

5 出店対象条件

(1)飲食物や物品等の販売、ワークショップの実施

(2)以下のものは販売できません。

ア 危険物品(刃物、モデルガン、エアガン、模造刀、燃料系オイルなど)

イ 金券

ウ 違法品(盗品、コピー商品(模造品)、著作権侵害物、ソフトウェアの複製品など)

エ 公序良俗に反する物品や行為(アダルト関連商品など)

オ 薬物(医薬品、医薬部外品など)

カ 契約商品(不動産、金融関係など)

キ 無形財産

ク 生き物(動物、昆虫など)

※金魚、観賞用メダカは可能。

※植物は可能。野外に自生するものを採取してきたものは不可

ケ タバコ

(3)販売等に際し、必要な許可を取得していること。

(4)主催者で、出店者間のメニュー等の調整は行いません。

なお、加佐登地区まちづくり協議会の模擬店で販売する品目は鈴鹿市ウェブサイト(ページ番号 1015817)へ掲載しますので、ご注意ください。

6 ブースの大きさ

横6.0m×縦2.5m(15㎡)

7 募集数

(1)ワークショップや物品等の販売:5 か所(A～E)

(2)飲食物の販売:10 か所(テント販売①～⑤、キッチンカー⑥～⑩)

※配置図は別添資料1のとおり

8 販売等に必要な備品等

運営に必要なテントやテーブルなどの備品等は、各自でご用意ください。

営業に際し、公園内の電気設備、排水設備及び水道設備は使用できません。

必要な場合は出店者にて用意してください。

9 出店料金

570円

(1)開催中止や許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用をすることができなくなった場合、使用料の全部又は一部を免除または還付しますが、その他の補償は行いません。

(2)出店者の自己都合による出店中止の場合は、使用料は還付しません。

※新型コロナウイルス感染症の感染等、体調不良による出店自粛は、自己都合に該当しません。

10 出店に対する注意事項

(1)営業に伴う設置物等は、全て決められたブース内をお願いします。

(2)1 申請者につき 2 か所まで出店可能です。

ただし、申込の状況によって変更することもあります。

(3)出店する権利を他人に譲渡又は委託できません。

(4)火気を使用する場合には、消火器等を準備し、防火対策を行ってください。

(5)出店者は、必ずごみ箱を店舗の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して持ち帰り適切に処理してください。また、店舗及びその周辺を常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めてください。

(6)衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保してください。

(7)隣接ブースに迷惑となる過度の音量の発生や音楽、楽器の使用はできません。

(8)飲酒または喫煙をしながらの販売は禁止です。

(9)排水、汁物や油類の廃棄は厳禁です。

(10)会場内で発生した出店物に関する事故に対しては、主催者は、一切責任を負いません。出店に係る保険などは、必要に応じて各自で加入してください。

(11)公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、出店者の負担において原状回復を行ってください。

(12)出店に起因する事故や苦情は、出店者の責任において解決してください。

※PL保険(生産物賠償責任保険)への加入などご検討ください。

(13)営業中に当条件を満たさない等により許可を取消すことがあります。その取消により出店者に損失が生じて、市は一切補償しません。

(14)会場の写真を撮影し、市のホームページや広報等で使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 悪天候時の開催について

(1)雨天でも実施します。

ただし、大雨や台風などの場合、災害、疫病の流行等により、公園の管理上特に必要があると認める場合は、中止する場合があります。

(2)中止については、11月15日(日)の7時30分までに電話にてご連絡します。

(3)中止により出店者に損失が生じて、市は一切補償しませんので、あらかじめご了承ください。

12 申請要件

(1)営業許可証等、出店に必要な許可を有する個人、法人又は任意団体

(2)移動販売車(キッチンカー)での営業の場合は、出店者が当該車両の所有権を持っている又はリースしている者に限る

(3)個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に掲げる事項該当しないこと

ア 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)

イ 破産者であって、復権していないもの

ウ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

エ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していないもの及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していないもの

オ 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者

カ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

- キ 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
- ク 政治性及び宗教性のある事業者
- ケ 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している者
- コ 公園の円滑な運営に支障をきたす者又はそのおそれのある者

13 出店の準備及び後片付け

(1)準備

開催当日8:00～9:00まで(車両の乗入は8:30まで)

(2)片付け

開催当日 14:00～15:00まで

(来園者の状況により早くなる場合もあります。)

(3)注意事項

ア 途中で退出する場合は、上記時間外は車両の乗入ができません。

イ 車両の乗入時には他の公園利用者に十分注意をし、最徐行で走行してください。場合によっては、誘導員を配置する等、安全に注意を図ってください。主催者では、誘導員を配置しません。

ウ 車両の大きさによっては、乗入ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

エ 混雑が予想されますので、荷下ろし後はできる限り速やかに指定の駐車エリア(後日連絡します)へ移動をしてください。

14 申請書類

(1)公園内行為許可申請書

(2)添付書類

ア 飲食物の販売

(ア)食品衛生責任者またはそれに代わる資格証の写し

(イ)食品衛生法に基づく営業許可証の写し

(販売品目に応じた営業許可証が必要)※営業許可決定後の提出

(ウ)出店車両の車検証の写し及び写真

(ナンバープレート番号がわかるもの)※移動販売車の場合のみ

(エ)リース契約書一式の写し

※移動販売車且つ車両をリースしている場合のみ

(オ)その他市長が必要と認める書類

イ 食品加工品の販売(加工済みのものを売る場合を除く)

(ア)食品衛生責任者またはそれに代わる資格証の写し

(イ)食品衛生法に基づく営業許可証の写し

(販売品目に応じた営業許可証が必要)

(ウ)その他市長が必要と認める書類

※パンや焼き菓子等を自分で加工品を販売する時は、菓子製造業の許可書等が必要となりますので、御注意ください。

ウ その他

(ア)販売等に必要な許可書等

(イ)その他市長が必要と認める書類

15 申込方法

(1)許可までの流れ

電話(市街地整備課 059-382-9025)で、ブースの仮押さえ
出店を希望するブース番号と品目を伝えてください。



仮押さえ後、10 日以内(土日祝日を含む。市の閉庁日の場合はその翌開庁日。
開催日から 10 日を切った場合は、申込締切日まで)に、必要な書類を揃え、申
請書を市街地整備課窓口(市役所本館 10F 102 番)または、電子メール
(shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp)で提出してください。



許可書と納付書を郵送します。(申請から 30 日以内)
使用料は、納付書を御利用いただき市の指定金融機関(納付書に一覧を同封)
で納めてください。
※納付期限は、許可日から 1 か月以内。

(2)申込締切日

令和 8 年 9 月 30 日(水)